

平成26年度 特定健診 集団健診のお知らせ

今年度も、各字公民館・ちむぐる館等を利用した集団健診が6月から始まります。日曜健診も予定していますので、お仕事等で平日の受診が難しい方はぜひご利用下さい。多くのみなさまの受診をお待ちしています。

健診日		対象区域	受付時間	健診場所	胃がん検診
6 月 2 日	月	宮 城	8:30～10:30	宮城構造改善センター	×
6 月 25 日	水	津 嘉 山	8:30～10:30	津嘉山公民館	○
6 月 26 日	木				
7 月 1 日	火	新 川	8:30～10:30	新川コミュニティセンター	×
7 月 16 日	水	東 新 川	8:30～10:30	ちむぐる館	○
		宮 平 川			
8 月 14 日	木	与 那 覇	8:30～10:30	与那覇コミュニティセンター	×
8 月 27 日	水	兼 城	8:30～10:30	ちむぐる館	○
8 月 31 日	日	大 名	8:30～10:30	ちむぐる館	○
		北丘ハイツ			
		宮平ハイツ			
		慶 原			
		第一団地			
9 月 10 日	水	婦人がん検診	14:00～15:30	ちむぐる館	婦人がんのみ
9 月 17 日	水				
9 月 24 日	水				
9 月 29 日	月	本 部	8:30～10:30	ちむぐる館	○
		照 屋			
		兼本ハイツ			
		第二団地			
10 月 1 日	水	喜 屋 武	8:30～10:30	喜屋武集落センター	×
10 月 12 日	日	全 体	8:30～10:30	ちむぐる館	○
10 月 17 日	金	神 里	8:30～10:30	神里構造改善センター	×
11 月 12 日	水	ナイト健診	18:00～19:30	ちむぐる館	×
11 月 26 日	水				
12 月 14 日	日	全 体	8:30～10:30	ちむぐる館	○
2 月 8 日	日	全 体	8:30～10:30	ちむぐる館	○

※対象区域以外の日程でも受診可能です。

持参するもの	1. 健康診査受診券（国保の保険証、40歳未満健診受診券、長寿健診受診券） 2. がん検診受診券
ご理解とご協力をお願いします。	●×印の箇所は胃がん検診が受診できません。○印または、個別健診の各医療機関で受診して下さい。 ●集団健診で実施している胃がん検診はバリウムのみです。胃カメラは実施していません。 ●胃がん検診（バリウム）を受診希望の方は前日の午後9時以降は食事をとらない下さい。 前日の夜12時まではお茶や水は飲んでもかまいません。また降圧剤を飲んでいる方は、検査の3時間前までにコップ1杯の水で服用して下さい。

集団健診についてのお問い合わせは 国保年金課 ☎889-1798 まで

一般財団法人 沖縄県健康づくり財団（4月1日より沖縄県総合保健協会の名称が変わりました。）



特定健診を受診しましょう！

特定健診を人間ドックに切り替えて受診することが出来ます。

受診する際に必要なもの

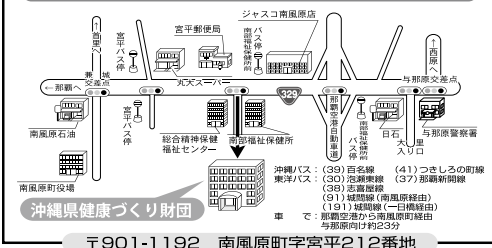
特定健診受診券

保 険 証

がん検診受診券

*特定健診を人間ドックに切り替えて受診する場合には、健康保険（国保・社保）の種類や年齢などによって、個人負担額が異なります。まずは、お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ 098-889-6792



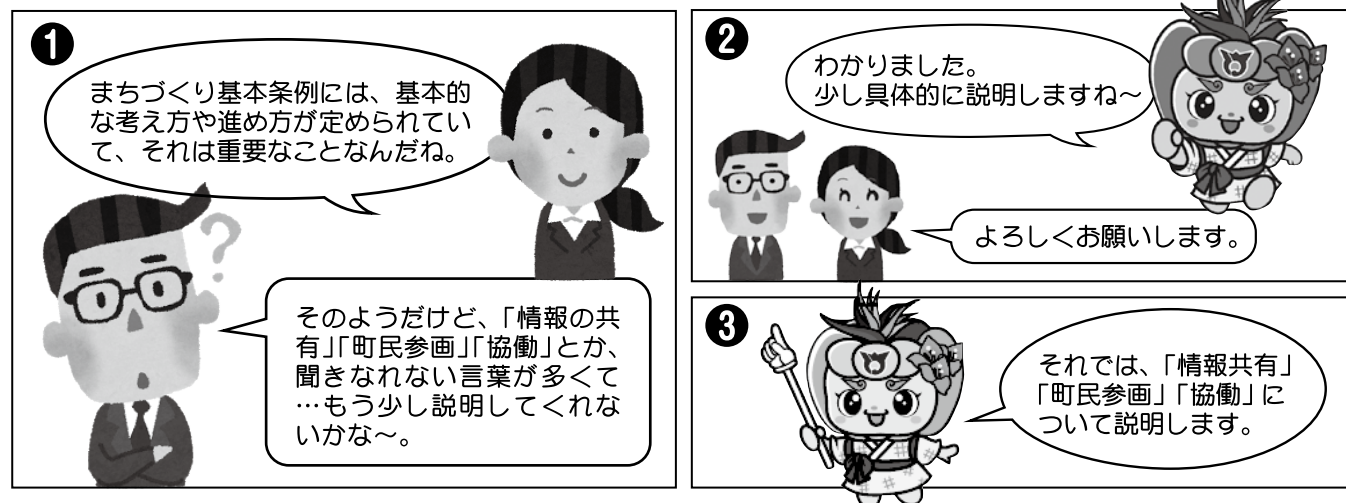
～笑顔で幸せあふれるまちづくり～

まちづくり基本条例

第4回

(※)まちづくり基本条例とは
まちづくりの基本的なルールを定め
たものです。
平成 26 年 1 月 1 日に施行されました。

先月号の続き・・・



情報の共有 町民、議会、行政は、まちづくりに関する情報の共有に努めること

まちづくりを協働して進めていくためには、まちづくりの主体である町民・議会・行政が、必要な「情報」を提供、共有し、活用するに努める必要があります。お互いの情報を共有することでまちづくりへの関心が高まり、共通認識のもと、よりよいまちづくりに取り組むことができます。

(例えば)

- ・広報誌や町のホームページをみる。
- ・行政懇談会に参加する。等

地域との懇談会



町民参画 まちづくりは、町民参画によって進めること

まちづくりは、町だけで行うことはできません。町は、町民の意見を町政に反映できるようさまざまな形で町民が主体的に参画し意見表明ができるよう機会を設ける必要があります。

(例えば)

- ・町や地域が行う計画策定に参加する。
- ・審議会に参加する。
- ・町や地域が行うアンケートに回答する。等

※「参画」とは・・・町民がさまざまな形で町政に関する活動にかかわること

アンケートに回答



協働 町民、議会、行政が協力しあってまちづくりを進めること

魅力あるまちづくりを実現するためには、まちづくりに関わる町民、議会、行政が、共に手を携え、共に行動し協力することが必要です。

(例えば)

- ・町民と町が協力して清掃活動を行う。
- ・町民と町が協力して子どもの見守り活動を行う。等

※「協働」とは・・・町民と町が対等な立場で、共通の目標に向かって共に取り組むこと

地域の清掃活動



情報を伝えて相互に共有すること、まちづくりに参画すること・参画する機会をつくること、みんなで協力すること、すべて南風原町のまちづくりには欠かせないことなんだよね。そしてさらに、基本理念・基本原則のもとまちづくりを進めるためには、まちづくりの主体である町民・議会・行政がそれぞれの役割に取り組むことが重要なんだよ。次号では、それぞれの役割について説明するね。



南風原町まちづくり基本条例は南風原町のホームページに掲載しております。

お問い合わせ／企画財政課 企画班 ☎889-0187